下水道事業新規加入の申請の流れ

1. (下水道事業の実施区域)

次に掲げる事業の許可又は採択を受けた区域内において新規加入が可能です。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 特定環境保全公共下水道事業
- (3) 農業集落排水事業

2. (下水道事業の実施区域外)

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の区域外において新規加入する場合は、「公共下水道区域外流入許可申請書(様式第1号)」の提出が必要です。

3. (申請前の事前協議)

公共ますの設置等に係る工事については、工事着工前に必ず「下水道施設工事事前協議書」に図面等を添付して「伊賀市上下水道お客様センター」に提出して下さい。(※農業集落排水事業において公共ますの新規設置を行う場合は、「排水設備等新規加入承認申請書(様式第9号)」もあわせて提出して下さい。)

「下水道施設工事事前協議書」の提出が無い場合は新規加入の受付は出来ませんので注意して下さい。 事前協議の回答は出来るだけ早急に行いますが、案件によっては最長3週間程度かかる場合もありま すので、期間に余裕を持って協議して下さい。

なお、指示事項がある場合は指示内容を修正後、再度「伊賀市上下水道お客様センター」の確認を受ける必要があります。

なお、<u>下水道事業の区域内外に関わらず、公共ますの設置を伴う工事を行う場合は、事前協議を行っていただく必要があります。</u>

4. (受益者申告書及び道路占用許可申請用資料の提出)

事前協議の結果、受益者負担金(分担金)の納付義務がある場合は、「受益者申告書(様式第1号)」を提出して下さい。(申請には、必ず「下水道施設工事事前協議回答書」の写しを添付して下さい。)

また、公道に埋設されている管渠への接続工事を伴う場合は、「道路占用許可申請」が必要となりますので、申請に係る資料をあわせてご用意下さい。

◎受益者申告書

- 申告書
- ・公共ます設置位置図
- ・下水道施設工事事前協議回答書の写し

◎道路占用許可申請用資料(3部)

- ・付近の地図 ・平面図
- · 横断面図 · 配管詳細図
- · 舗装復旧図 · 写真
- 埋設物確認票

5. (負担金(分担金)の納付)

「負担金(分担金)決定通知書」と、「納入通知書」を「伊賀市上下水道お客様センター」から送付しますので、工事着工前に一括納付して下さい。

6. (公共汚水ます等特別設置申請書の提出)

「公共汚水ます等特別設置申請書(様式第23号)」(農業集落排水事業の場合は、「公共汚水ます等特別設置申請書(様式第11号)」)

◎公共汚水ます等特別設置申請書

- ・申請書 ・付近の地図 ・平面図 ・横断面図 ・配管詳細図 ・舗装復旧図 ・写真
- ・材料承認図 ・納入通知書兼領収書の写し

7. (公共ます等設置工事の実施)

公共汚水ます等特別設置承諾書の交付を受けた後、公共ます等設置工事に着手いただけます。公共ます等設置工事が完了したら、施工後の平面図、縦断図、公共ます設置の構造図、工事写真及び位置のわかる図面を各2部提出して下さい。なお、公共ます及び下水道本管への取付管設置に要する費用については、全額が申請者の負担となります。また、工事完了後に公共ますおよび取付管は市へ無償譲渡していただき、譲渡後は市が維持管理を行います。

8. (排水設備等計画確認申請書の提出~完成検査)

宅内排水設備工事に着手する時は、伊賀市下水道排水設備指定工事店に依頼し、あらかじめ「排水設備等計画確認申請書(様式第1号)」を提出し、確認を受け、確認通知書を受領する必要があります。 完成後は、「排水設備等工事完成届(様式第3号)」「使用開始届(様式第5号または様式第9号)」を提出していただき、その後、完成検査を行います。

完了検査合格後、検査済証を交付します。

9. (使用料の賦課)

下水道の使用開始に伴い、下水道使用料の支払い義務が発生します。

10. (その他)

- ・届出をせずに工事に着手した場合は、伊賀市下水道条例第36条及び伊賀市農業集落排水処理施設等の管理に関する条例第14条の規程により罰則が与えられます。
- ・見積もり段階で正式な図面等が出来ていない場合の簡易な問い合わせや、その他各種申請書に関する 問い合わせ等、不明な点については「伊賀市上下水道お客様センター」に確認して下さい。
- ・伊賀市宅地造成等事業に関する案件で、開発事業に関する個別設計協議書に「下水道施設工事事前協議が必要」と記載されている場合は、下水道施設工事事前協議が必要です。事前協議書により内容を確認させていただきます。
- ・伊賀市が認定しているグラウンドマンホール製造認定業者は、伊賀市ホームページ(防災・暮らし>下水道>伊賀市型グラウンドマンホール)に掲載しています。

事務担当

伊賀市上下水道お客様センター 電話 0595-24-0013 FAX 0595-24-0007